新型コロナウイルス関連

(UAEにおけるイベント、集会の実施に関する注意事項)

令和2年11月22日 在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- ●UAE連邦政府は、12月初旬に予定されているUAE建国記念日やクリスマス、大晦日など、イベントや集会が増える時期の注意事項を発表しました。
- ●ドバイでは10月22日から結婚式や「Social event」が解禁されていますが、各首長国によって規制が異なりますので、不要なトラブルや摘発を避けるため、イベント主催者は必ずその都度当局に許可の要否、開催条件の確認を行ってください。

【本文】

- 1 UAE連邦政府は、UAE建国記念日、クリスマス、大晦日など、イベントや集会が増える時期の注意事項を発表しました。イベントを行う場合は、原則として当局からの許可の申請・取得が必要となります。
 - (1) UAE連邦政府が発表した主な内容は以下のとおりです。
- ア 「Social event」は許可を得て一定の条件のもと開催可能、「Private event」は許可されない。
- イ イベント実施時には、事前に関係当局から許可を得る必要がある。
- ウ 贈り物や食べ物の交換は禁止する。
- エ 職場内での祝賀行事は禁止とする。
- オーイベントはリモート(オンライン、バーチャル)のみで行うことを推奨する。
- カ マスクの常時着用、2mの距離の確保、定期的な検温、手指の消毒など既存の予防措置を遵守する必要がある。
- キ 全ての公共施設は1時間ごとの継続的な消毒と掃除が求められる。
- (2) UAE連邦政府の発表を踏まえ、当館からドバイ関係当局に口頭にて問い合わせをおこないましたが、確定的な情報は得られなかったため、不要なトラブルを避けるためにも、イベント主催者は必ずその都度当局 (Municipality や警察) に許可の要否、開催条件の確認を行ってください。

2 留意事項

- (1)各首長国によって、イベントの開催にあたっての制限や罰則は異なります。当館でも引き続き情報収集に努めますが、複数人で集まるイベントをご検討の場合は、その都度当局(各首長国の Municipality や警察)に相談するなど、摘発の対象とならないよう十分ご注意ください。
- (2) 本メールに掲載した情報は11月22日時点のものです。UAE当局による措置は今後も予告なく追加、変更となることが予想されます。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれましては、十分な感染予防に心がけていただくとともに、当局の発表等から最新の情報を入手するよう、努めてください。

【本件に関する参照先】

●連邦政府

(11 月 17 日連邦国家緊急危機災害局 (NCEMA)) イベント、集会実施時の注意事項 https://twitter.com/NCEMAUAE/status/1328731167579918338

●ドバイ政府

(10月28日ドバイ保健庁 DHA) Social event で遵守すべき 12の予防策

https://twitter.com/DHA_Dubai/status/1321357625645256706

(10月28日ドバイメディア局) Social event 開催時のガイドライン

https://twitter.com/DXBMediaOffice/status/1321507390743810054

(10月18日ドバイメディア局) 結婚式及び Social event の解禁10月22日から

https://mediaoffice.ae/en/news/2020/0ctober/18-

10/wedding%20receptions%20and%20social%20events%20will%20be%20allowed%20to%20resume%20at%20hotels%20and %20halls

(Dubai Tourism) Entertainers permits guideline

https://dubaitourism.getbynder.com/m/7047ba3525a02e6a/original/entertainers-permits_COVID-

19_Guidelines_English-July-2-2020-1-0.pdf

(Dubai Municipality) 連絡先 https://www.dm.gov.ae/contact/

【一般的な参考情報】

○ドバイメディア局公式 Twitter: https://twitter.com/DXBMediaOffice

Oドバイ保健庁 (DHA) 公式 Twitter: https://twitter.com/dha_dubai

Oドバイ警察公式 Twitter: https://twitter.com/dubaipolicehq

O外務省海外安全ホームページ: https://www.anzen.mofa.go.jp/

Oたびレジ: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/

〇厚生労働省(日本への入国に関する情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

在ドバイ日本国総領事館

電話:+971-(0)4-293-8888 (日~木曜 08:00-16:00、ラマダン中は 08:00-14:00)

FAX: +971-(0)4-332-4474

所在地 : 28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

ホームページ: http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html ※本メールは、在留届提出者及びたびレジに登録されている方に送付しています。

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。 http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html